

民泊通報・相談窓口運營業務等に関する公募型プロポーザル参加者募集要項

1 委託業務

- (1) 民泊通報・相談窓口運營業務
- (2) 宿泊施設に対する管理運営状況調査業務
- (3) 「民泊」仲介ウェブサイト等に係る監視・点検業務

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限

56,049千円（税込）

本業務の履行に係る費用のうち、テナント代や業務に必要な物品等を含む一切の事務経費は受託者の負担とする。

なお、民泊通報・相談窓口の電話番号、FAX番号及び電子メールについては、本市が指定する専用番号（電話番号：075-223-0700、FAX番号：075-223-0701、電子メール：minpakusoudan@city.kyoto.lg.jp）を継続使用（本市拠点からの電話・FAX転送等を安定的に受信できる環境を整備）すること。

4 各業務の対応予定件数

- (1) 民泊通報・相談窓口運營業務

約300件

※ 履行期間内に当該予定数を超えた場合も、本契約業務を遂行するものとする。

（参考）民泊通報・相談窓口の受付件数

年度	通報	相談・意見等	計
H28 ^{※1}	1,148件	575件	1,723件
29	1,010件	950件	1,960件
30	1,095件	1,039件	2,134件
R1	468件	411件	879件
2	158件	150件	308件
3	91件	63件	154件
4	83件	71件	154件
5 ^{※2}	143件	108件	251件

※1 平成28年7月13日から受付開始

※2 令和5年11月末現在

- (2) 宿泊施設に対する管理運営状況調査業務

約3,400件（内訳：旅館業許可施設：約3,200件、住宅宿泊事業届出施設：約200件）

※ 旅館業営業許可を取得した施設及び住宅宿泊事業の届出を行った施設のうち、本

市が調査を依頼した施設に限る（履行期間内に当該予定数を超えた場合も、本契約業務を遂行するものとする）。

※ 夜間駐在確認調査については、年間約１５０日調査を実施（履行期間内に当該予定数を超えた場合も、本契約業務を遂行するものとする）

（参考）宿泊施設数の推移（※令和５年１１月末時点）

年度	旅館業												住宅宿泊事業		
	①旅館ホテル				②簡易宿所				旅館業合計（①＋②）						
	総施設数	総客室数	新規許可件数	廃止件数	総施設数	総客室数	新規許可件数	廃止件数	総施設数	総客室数	新規許可件数	廃止件数	総施設数	新規届出件数	廃止件数
H28	550	27,753	25	7	1,493	6,134	813	16	2,043	33,887	838	23			
29	575	29,172	38	13	2,291	9,247	871	73	2,866	38,419	909	86	0※1	0※1	0※1
30	624	33,608	73	24	2,990	12,539	846	147	3,614	46,147	919	171	490	502	12
R 元	656	36,243	61	29	3,337	17,228	602	255	3,993	53,471	663	284	716	307	81
2	679	39,729	72	49	3,104	16,454	350	583	3,783	56,183	422	632	614	59	161
3	680	42,065	51	50	2,887	16,551	152	369	3,567	58,616	203	419	590	28	52
4	650	42,579	25	55	2,794	16,001	118	211	3,444	58,580	143	266	560	37	67
R5.11	641		21	30	2,777		125	142	3,418		146	172	601	60	19

(3) 「民泊」仲介ウェブサイト等に係る監視・点検業務

約３，７００件

住宅宿泊仲介業の登録者、未登録者にかかわらず、それらが運営する「民泊」仲介ウェブサイト等における取引・掲載状況等の調査

※ 履行期間内に当該予定数を超えた場合も、本契約業務を遂行するものとする。

5 応募資格

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第４条第２項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第２２条第２項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。ただし、同名簿への登録がない者にあつては、国及び地方公共団体の業務請負実績があり、その契約書が提出でき、かつ、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止措置（(1)のただし書に該当する者は、当該資格に関する停止措置）を受けていない者であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 多言語対応（日本語、英語、中国語及び韓国語）が可能な体制が取れること。（4(2)及び4(3)の業務に限る。）
- (5) 令和6年4月1日を起点として、旅館業法及び住宅宿泊事業法にあっては過去3年間、旅行業法にあっては過去5年間違反したことがないこと。
- (6) 法人税、所得税、消費税、地方消費税、市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
- (7) 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

6 応募方法

(1) 提出書類

紙文書で7部提出すること。ただし、エ〜シは原本1部に写し6部でも差支えない。

ア 参加申請書（別紙1）

イ 類似業務実績一覧（別紙2）

ウ 企画提案書

別紙「受託候補者選定基準及び企画提案作成要領」に基づき作成すること。

なお、企画提案書には、社名を入れないこと。

エ 積算根拠が分かる見積書（消費税は内書きで記載すること。）

オ 「5 応募資格(1)」のただし書に該当する者は、当該資格を有することを証する資料及び当該資格に関する停止措置を受けていないことを証する申立書

カ 「5 応募資格(5)」を証する申立書

キ I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はP（プライバシー）マーク登録証を取得している場合は、その写し

ク 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3箇月以内に発行）

ケ 使用印鑑届

コ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

シ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）又は水道料金及び下水道料金の納付証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの。写し可。法人にあっては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

※ ただし、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している場合は、ク以下を省略できるものとする。

(2) 受付期間

ア 令和6年2月1日（木）午前9時から令和6年2月16日（金）午後5時までとする。ただし、持参の場合は土・日・祝日を除くこととし、郵送の場合は、令和6年2月16日（金）午後5時必着とする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更を一切受け付けない。

(3) 提出方法等

「１２ 問合せ先及び提出先」の担当まで持参又は郵送により提出すること。

(4) その他

ア 提案は、１参加者につき１件とする。

イ 採択された提案は、本市との協議により修正又は変更を行う場合がある。

7 質問の受付

本選定に関する質問がある場合は、「１２ 問合せ先及び提出先」に直接持参、郵送又はメールにより提出すること。電話及び口頭による質問は、一切受付しない。

なお、メールにより質問を提出する場合は、件名を「民泊通報・相談窓口運営業務等受託者選定に関する質問」とすることとし、質問の様式は任意とする。

また、受託候補者の選定方法に関する質問には応じない。

(1) 提出期限

令和６年２月７日（水）午後５時まで

(2) 回答

全ての質問及び回答については令和６年２月９日（金）までに京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課のホームページにおいて公開する。

8 受託候補者の選定方法

(1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。

(2) 企画提案書に企画提案作成要領で示す事項が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。

(3) 受託候補者の選定は、本市の職員で構成する「民泊通報・相談窓口運営業務等受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された企画提案書及び見積書について、「民泊通報・相談窓口運営業務等受託候補者選定基準」に基づき書類審査を行い、項目別に評価し、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

(4) 受託候補者の選定は令和６年２月２９日（木）までに決定のうえ、通知を予定している。

(5) 選定委員会における審査の結果、選定した受託候補者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者氏名を文書により応募申請書を提出した者全員に通知する。

(6) 受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の名称及び評価点（失格となった事業者を除く。）を本市ホームページにおいて公表する。

9 委託契約の締結

(1) 契約金額

提出された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ契約を行う。

- イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。
- ウ 受託候補者となった者が、前項の手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。
- エ 本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合がある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行わない。

10 その他

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽または不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 今回の募集については、令和6年度事業の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することがある（予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払の責を負わない）。
- (6) 契約期間中に、各業務の処理件数が予定を著しく下回ると見込まれる際は、双方の合意を前提に契約金額を変更する場合がある。

11 スケジュール（予定）

令和6年2月	1日（木）	募集開始
2月	7日（水）	質問締切り
2月	9日（金）	質問回答
2月16日（金）		募集締切り
2月29日（木）		結果通知
4月	1日（月）	業務開始

12 問合せ先及び提出先

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル6階

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（担当：西村、田苗）

TEL 075-222-4272

FAX 075-213-2997

E-mail eisei@city.kyoto.lg.jp